

クリニックニュース

発行: MMPG 医療·福祉·介護経営研究所 診療所経営研究室

発信者:株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町 1-3-29MRRデルタビル 3F TEL:082-243-7331

次期診療報酬改定に向け議論の整理

《厚生労働省、2024年度診療報酬改定情報》

厚生労働省は、8月30日の中医協総会で、次期診療報酬改定に向けた4月以降の議論の整理を行った。議論の整理では、▼医療DX、▼医療計画、▼働き方改革の推進、▼外来、▼入院、▼在宅、▼歯科、▼感染症、▼調剤、▼個別事項(小児周産期) ——といったテーマごとに、「現状と課題」「主な意見」「論点」に分け、示している。

中でも、「医療DX」では、診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しについての意見として、 ▼診療報酬改定の施行時期後ろ倒しの期間に関しては、医療現場にどのような影響があるの か、ベンダーや医療機関の作業の短期集中を、どの程度の期間延長をすれば必要な効果が得 られるのか、財政にどのような影響があるのか、あるいは、改定の結果検証にマイナス面の 影響をできるだけ生じさせない長さにするなどを考慮し、総合的に検討する必要がある、▼ 従来からの改定年の4月から新しいルールに変わるといったイメージが強いため、医療機関・ 薬局に具体的にどのようなメリットがあるのか、患者にどのように還元されるのかを明確化 し、丁寧かつ早期に周知していただきたい、▼改定の施行時期の後ろ倒しは、財政影響や改 定結果の検証期間はもちろん、薬価改定やそれらに関する調査の時期や期間等にも影響する。 改定の在り方などを含め、慎重に検討していくべき。共通算定モジュールの導入、基本マス タの充足化、各種様式の電子化等は、負担軽減につながるが、4月改定を前提としていたサイ クルが変わることなどで、現場が混乱しないよう丁寧な説明や配慮が必要 ――等が示された。 また、「外来」では、論点として、▼中長期的に地域の医療提供体制が人口減少や高齢化 等に直面する中、2023年の医療法改正を踏まえたかかりつけ医機能の強化等や外来機能の明 確化・連携を推進し、患者にとって安心・安全で質の高い外来医療の提供を実現するための、 診療報酬の在り方について、今後の医療DXの推進も踏まえ、どのように考えるか、▼生活 習慣病対策、外来機能の分化を推進していく観点から、効果的・効率的な医療を提供するた めの、診療報酬の在り方についてどのように考えるか、▼前回改定を踏まえ、今後のオンラ イン診療の適切な評価についてどのように考えるか ――が挙げられている。かかりつけ医機 能・医療機関連携に対する主な意見として、▼安心・安全で質の高い医療提供は医療DXの 最大の目的であり期待される効果と考える。医療DXは始まったところであり、普及には一 定程度の時間がかかる。かかりつけ医機能の在り方の1つとして、複数の医療機関との緊密 な連携が示されている。将来的には全国医療情報プラットフォームが構築されることで実現 するが、実現までの間は現在利用可能な地域医療情報連携ネットワークや紙の文書も含めた、 現状の医療提供体制を生かしながら評価の在り方を検討していくべき、▼かかりつけ医機能 の整備強化の議論については、その結果、患者の一人一人が医療の質が向上したと確信を持 てることが重要。普段の健康状態や服薬情報を把握した上での適切な初期診療、普段の健康 相談、夜間休日対応、専門医療機関・介護サービス・障害福祉サービス等との連携が可能で あると安心した診療を受けることができる。どの診療機関でも同じ対応ができること、どこ にかかればこのような対応が可能なのか、判断できる実績を含めた情報を患者が把握できる ような状況にすべき、▼医療と介護(医師と介護支援専門員)との連携を、かかりつけ医に

関する評価の要件とすることも考えられる、▼連携はかかりつけ医機能の重要な要素であるため、輪番制を含めて、時間外の対応を進めるべき ――等が挙げられた。生活習慣病対策については、▼医科歯科連携による治療効果の改善がエビデンスとしても示されて、こうした連携を深めていくべき、▼生活習慣病の管理をどういった形で評価していくのか、特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料の対象となっている患者像を分析し、議論を深めていく必要がある。「計画的な管理」を評価している地域包括診療加算と特定疾患療養管理料が併算定できることも踏まえ、単純に加算を新設するといった発想ではなく、既存のかかりつけ医機能の評価について体系的に整理すべき ――といった意見がある。外来機能の分化の推進に向けて、▼外来医療の需要が2040年に向けて減っていくが、基幹病院に最初から受診してしまう患者がまだ多い。紹介受診重点医療機関を広げていくことが重要で、診療所についても特徴を出し、連携体制を構築していくことが重要、▼拠点病院の外来診療のボリューム、また働き方改革の観点では夜間・休日の外来のボリュームを把握すべき ――との意向が示されている。

中医協では、9月2日までに、入院・外来・在宅などの議論を一巡させた。今後、年末にかけて、さらに踏み込んで議論を重ね、診療報酬改定案を年明け以降に答申する。

サイバーセキュリティ対策の増額相当を公的支援の対象に

《日本医師会総合政策研究機構》

日本医師会総合政策研究機構は8月24日、「サイバー事故に関しシステムベンダーが負う責任:医療DXを推進するために」のレポートを公表した。これは、産業界におけるサイバー攻撃の脅威が世界中で増大するなか、医療界においても、ランサムウェア被害件数は9件報告されているものの、医療機関と医療情報システムの構築・運用などの業務を一括して請け負う事業者(システムベンダー)とで、サイバーセキュリティ対応に関して、一旦有事が発生してしまった場合の相互の責任関係については明確になっていないことから、その問題意識を提示したもの。

内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)より発出された2021年4月30日付通知「ランサムウェアによるサイバー攻撃に関する注意喚起」の中で、Fortinet製VPN装置(CVE-2018-13379)等の脆弱性が具体名を明示して指摘されたことを受け、厚労省は、各都道府県衛生主管部を通じて医療機関に周知すべく、同年6月28日及び11月26日の2回に亘り通知を発出。しかし、医療機関への周知は徹底されておらず、医療機関と医療情報システムの保守契約を結び当該VPN装置を設置したシステムベンダーからも脆弱性に関する情報提供がなされないまま、同装置の脆弱性を突いたサイバー事故が立て続けに発生しているという。レポートでは、ソフトウェアや機器等の脆弱性が悪用され、医療機関がサイバー攻撃を受けた場合、医療機関には、①被害が生じたシステム、端末、データベース等の復旧や事業継続に要する費用等の損害、②患者(健診受診者含む)に影響(個人情報漏えい等)が及び、損害賠償責任を負った場合の損害 ——の発生が想定されると指摘。その上で、今後の課題として、▼装置のセキュリティ上の脆弱性が指摘されているFortinet製VPN装置(CVE-2018-13379)が設置されている全ての医療機関に対し、個別に注意喚起をすることで事故の回避を図る、▼保守契約への責任分界点の明文化に伴い、医療機関に発生する保守契約料金増額相当の資金面での支援(診療報酬上の加算等)を行政が積極的に行うべき ——等を挙げた。

医療DXの推進を図る上でサイバーセキュリティ対策は避けて通れない重要なテーマであり、その対策に要する費用負担の問題が原因で、両者の円滑な関係構築を阻害するような事態は回避しなくてはならないと警鐘を鳴らし、結んでいる。